

◎対象者

No	サービス利用の事例	対象	備考
1	月1回の外出のため、同行援護のみを利用	○	単一のサービスであっても、また利用の多寡にかかわらず、障がい福祉サービス利用は対象
2	精神科病院入院中、地域移行支援を利用して退院後の生活に向けて調整	○	地域相談支援のみ利用でも対象（同一の事業所でもよい）
3	趣味のサークル活動への外出のために、移動支援のみを利用	×	地域生活支援事業や自立支援医療、補装具のみ利用は対象外
4	地域活動支援センター（生活支援型）に週3回通所し、時折必要に応じて短期入所を利用	○	障がい福祉サービス利用で対象であれば、他のサービスなども計画に位置付ける
5	66歳で、介護保険の訪問介護と、障がい福祉サービスの就労継続支援B型を利用しており、ケアマネジャーが就Bも含めたケアプランを作成	×	介護保険サービスと併用の場合、ケアマネジャーだけでプラン作成が困難など、市町村が必要と認めた場合に対象となる
6	18歳で、放課後等デイサービスと居宅介護（身体介護）を利用	×	18歳超でも、障がい児通所支援を利用する場合は障がい児相談支援の対象
7	17歳で、居宅介護（身体介護）と行動援護のみを利用	○	障がい児であっても、障がい児通所支援の利用がなければ、計画相談の対象
8	44歳で、生活保護受給、医療保険未加入、パーキンソン病の進行により居宅介護（身体介護）を利用	○	介護保険サービスの対象者ではないため、障がい福祉サービス利用となる

◎計画相談支援費算定の可否

No	質 問	回答	備 考
1	同一の月に2回サービス利用支援を実施した場合、サービス利用支援費は2回分算定される。	×	Q & A 59
2	同一の月に2回モニタリングを実施した場合、継続サービス利用支援費は2回分算定される。	×	Q & A 59
3	モニタリングを実施した後、同一の月にサービス利用支援を実施した場合、継続サービス利用支援費は算定されず、サービス利用支援費のみ算定される。	○	報酬告示 1の注5
4	モニタリングを実施した後、サービス利用支援を実施したが、その完了が翌月になった場合、継続サービス利用支援費とサービス利用支援費の両方が算定される。	×	Q & A 62
5	サービス利用支援を実施した後、同一の月に継続サービス利用支援を実施した場合、サービス利用支援費と継続サービス利用支援費の両方が算定される。	○	Q & A 59
6	サービス等利用計画案を提出したら、支給申請が却下された場合でも、サービス利用支援費は算定される。	×	Q & A 55
7	モニタリングを実施した後、月の途中で他市町村へ転出し、同一の月に転出先の市町村でサービス利用支援が実施された場合、継続サービス利用支援費は算定されない。	×	Q & A 68 大阪市内の区間移動は非該当
8	利用するサービスが障がい児通所支援から障がい福祉サービスに切り替わるケースで、障がい児相談支援の終期月に継続障がい児支援利用援助を実施した後、同一の月に計画相談のサービス利用支援を実施した場合、両方が算定される。	×	Q & A 69
9	介護保険の指定居宅介護支援対象者に計画相談支援を実施した場合は、利用者の要介護状態区分に応じて計画相談支援給付費が必ず減算される。	×	Q & A 54 同一人が両方を実施した時のみ減算